

市内体育施設の人数制限について

令和2年10月23日より、新型コロナウイルス感染症予防対策の人数制限を下記のとおり、緩和します。

なお、引き続き施設使用の際は、極力、人と人との接触や飛沫による感染がないよう配慮しご使用いただきますようお願いいたします。

①屋内施設(プールを除く)の人数制限

施設名		施設規模	人数制限
体育館・競技場	松任総合運動公園体育館第一競技場、若宮体育館、美川スポーツセンター、白山郷体育館	競技面積 1,500㎡以上	300人
	湊リフレッシュセンター、美川体育館、白山ろく体育館	競技面積 1,000㎡～1,500㎡	200人
	松任総合運動公園体育館第二競技場、青少年体育館、千代野体育館、日輪体育館、蝶屋リフレッシュセンター、舟岡山体育館(体育館、人工芝広場)、白峰健康増進センター、屋内運動場、学校体育館等	競技面積 1,000㎡未満	100人
武道館	松任総合運動公園剣道場、柔道場	競技面積 500㎡以上	100人
	美川武道館剣道場、柔道場、白山郷武道館剣道場、柔道場、松任弓道場、美川弓道場、白山郷武道館内弓道場	競技面積 500㎡未満	60人

注1) 上記の人数制限は、全面利用とした場合とし、半面等での利用の場合は人数制限を案分するものとする。

注2) その他、松任総合運動公園体育館アトリエ、軽運動室の人数制限は概ね20人とする。各施設のトレーニング室の人数制限は機械の台数分とする。また、ランニングデッキの人数制限については概ね30人とする。

注3) 観覧席、会議室等の人数制限は座席数の50%以内とする。

②屋外施設の人数制限

屋外施設の競技場部分については、人数制限なしとするが利用の際は密とならないように指導すること。

また、観客席のある施設については収容人員の50%以内とすること。

③プールの人数制限(レジャープールを除く)

1コースにつき最大人数を10名程度とし、利用の際には密な状態とならないようにする。

※上記の人数制限については、市のコロナウイルス感染予防対策会議等により、順次の見直しを行います。ご利用の際には、何かとご不便をお掛けしますがご了承くださいませようようお願いいたします。